

#### ⑧企業・従業員による差別事件

大阪府では、二〇一〇年八月、「西成や部落では自販機が壊されることが多く、苦情の数も多い」と飲料販売会社A社のB社員による差別発言事件がおきている。糾弾会を二〇一一年二月一八日、八尾市の桂人権コミュニティーセンターでひらき、B社員をはじめ西郡、安中、西成の各支部代表が参加した。

事件は、八尾市久宝寺緑地に設置のA社自動販売機の商品受け皿が破損していると公園利用者から苦情があり、公園管理者であり西郡支部員のCと自動販売機設置許可者の八尾土木事務所職員DとA社の社員Bのやりとりで、Dの「久宝寺緑地にはややこしいひが多い」という差別発言をきっかけに、Bも「西成や部落では自販機が壊されることが多く、苦情の数も多い」と差別発言をしたもの。今回の糾弾会では、A社の取締役専務が、社員の差別発言を謝罪するとともに「社員教育が徹底できていなかったことを反省し、社内研修をおこなう」とのべた。また、西成区の苦情件数が他の地域と差異はなく、Bの決めつけで、自分で見たことではなくテレビや映画から「西成はややこしい」という勝手なイメージをもち、差別発言にいたったことがわかった。また、A社も今後の対応として、同社の人権啓発推進要領を改定し、全グループ会社の人権推進担当者を一人設置することなどを報告した。

和歌山県では、二〇一〇年五月二八日、県内にある大手企業の量販店で、客の苦情に対応するための話し合いのなかで、(苦情をいうのは部落の人という偏見から)パート従業員が「同和地区の方ではないか」という差別発言事件がおきている。この日の報告会は、部落問題にかかわる企業意識をふまえ、今回の差別発言事件の取り組みを「企業責任」としておこなうよう指導した結果、企業側からの報告会となった。報告会では、企業側から、差別発言をした本人に対して、「誰が部落の出身者であるのかという情報提供はまったく必要なく、こういう発言がでるということは、自身に心理的差別が存在していると指摘し、本人もこのことを理解し深く反省している」とのべ、その後、「同和問題の歴史的背景」「人権の尊重」「会社としての取り組み」について指導し、本人もこれを理解した、と報告した。差別発言をした本人の意識向上のために「この店舗での人権教育・啓発のパート従業員のリーダー」に任命し、取り組みを継続すること、企業としては、社長みずからが委員長となって「人権啓発推進委員会」を組織し、すべての人権確立の取り組みをすすめていくことを決意して、報告会は終了した。